

平成27年度 第3回
(2015年度)

吹田市都市計画審議会

日 時 平成28年1月21日(木) 午後2時00分
場 所 吹田市役所 中層棟4階 全員協議会室

平成27年度第3回吹田市都市計画審議会会議録

平成28年1月21日

○吉田会長 はい、定刻となりましてご出席予定者は皆様お集まりのようですね。

気がつけば、むつきも下旬に入りまして、それぞれお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

早速ながら、では、始めさせていただきますでしょうか。事務のほう、お願いします。

○杉本参事 それでは定刻となりましたので、ただいまから平成27年度、2015年度第3回吹田市都市計画審議会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、副市長の池田よりご挨拶を申し上げます。よろしく申し上げます。

○池田副市長 副市長の池田でございます。第3回都市計画審議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては公私とも大変ご多忙のところ、この審議会ご出席賜りましてまことにありがとうございます。

また、平素より本市市政の推進に多大なご理解、ご協力賜りまして重ねてお礼申し上げます。ありがとうございます。

本日は「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（大阪府決定）」につきまして、諮問をさせていただきます。

またその後、報告事項といたしまして、南吹田地域、今現在、大阪外環状鉄道で建設しております新駅周辺のまちづくりなどを、本市が進めておりますまちづくりに関する取り組み状況につきまして簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

最後になりますが、委員の皆様方におかれましては、お願いしておりました2年間にわたりまして本市の都市計画行政の推進に多大なお力添えを賜ってまいりましたこ

と、改めてこの場をお借りしてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

また、本日もよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。

本日、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○吉田会長 はい、お願いします。

○杉本参事 ありがとうございました。それでは、これより副市長の池田より吉田会長へ諮問書をお渡しさせていただきますので、よろしくお願いします。

(池田副市長から会長へ諮問書を手渡す)

○杉本参事 それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日審議会の議案書につきましては、先にお配りをさせていただいております。

本日、席に配布させていただいております資料としまして、本日の次第、座席表、委員名簿、そして都市計画審議会条例及び施行規則、傍聴に関する取扱い、それとA4版のカラー刷り両面印刷の報告事項の来年度以降のまちづくりの主な取り組みについてのプリントと、それから「都市計画マスタープラン」の改訂版のほうをお席に配布させていただいております。

以上でございますが、お手元のない資料がございましたらお持ちいたします。

○吉田会長 皆様、おそろいでしょうか、その資料。

○杉本参事 それでは吉田会長、審議のほうお願いいたします。

○吉田会長 はい。そうしましたら改めましてですが、ご参集いただきましてありがとうございます。早速ながら始めさせていただきたく思いますが、本日ご欠席のご通知をいただいているのは4方、澤木委員、宇佐美委員、岡委員、市民の今泉委員からご通知いただいています。

残念ながらということで4名欠席者があるということ、まず冒頭申し上げます。ですが都市計画審議会条例5条2項、定足数の規定により本審議会は成立しているということは確認させていただきます。

本日、先ほど諮問をいただきました審議案件、これは議案第6号という打ち出しになるわけですが「北部大阪都市計画区域」、こういう用語がございます。その整備及び保全につきましてのその方針変更、大阪府のレベルの決定について、この区域に該当する吹田市の本都市計画審議会の意見を取りまとめると、これでよいかということについてお諮りをするということでございます。議事進行ご協力をお願いいたします。

本日、傍聴のお申し出はございますか。

○杉本参事 本日傍聴希望者は、おられません。

○吉田会長 ございませんか。では、そうしましたら傍聴の方にお入りいただく必要なく議事を始めさせていただきます。

では、先ほど申し上げた議案書のと通りの、この方針変更につきまして事務局のご説明をお願いします。

○檀野主査 都市整備室の檀野でございます。説明のほうをさせていただきますので、よろしくをお願いします。

説明のほうは座ってさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○檀野主査 それでは、議案第6号「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（大阪府決定）」についてご説明をさせていただきます。

議案書のほうは83ページまでとなっております、構成としましては、まず7ページから68ページにかけまして、変更しようとする「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」の本編がございまして、69ページ以降、参考資料としまして「新旧対照表」と、後ろから2枚目の81ページには「都市計画区域マスタープランの改定について」の概要と、その次、83ページには「第7回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更についての基本方針」の概要がそれぞれございます。

それでは、議案書1ページをごらんください。

本議案は、大阪府が都市計画決定権者となっている都市計画でございます。

本審議会に諮問させていただきました趣旨でございますが、都市計画法第21条第2項において準用されます同法第18条第1項の規定に基づき、本市の意見を大阪府に回答するに当たり、本審議会の意見を伺いたく諮問させていただくものでございます。

それでは、「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について説明させていただきます。

まず変更の理由ですが、「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のうち、区域区分（線引き）の決定に関する方針が目標年次である平成27年を迎えたことから変更を行う。」というものでございます。

続きまして変更内容ですが、お手元の資料81ページをごらんください。後ろから2枚目のものになります。

こちらの「都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）の改定について」に沿ってご説明いたしますので、前のスクリーンとあわせてごらんいただければと思います。

なお、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、別名「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれておりまして、議案説明におきましても「都市計画区域マスタープラン」と呼ばさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、「都市計画区域マスタープラン」についてですが、都市計画法第6条の2に規定されておりまして、第1項にありますように「都市計画区域について」の「当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」であります。

また、同条第2項では、定める内容として「区域区分の決定の有無」、「当該区域区分を定める際の方針」、「都市計画の目標」、「土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」が挙げられております。

さらに、同条第3項では「都市計画区域について定められる都市計画」は「当該都市計画区域マスタープランに即したものでなければならない」とされております。

なお、大阪府の「都市計画区域マスタープラン」は、前の図にありますように、上位計画である「大阪府国土利用計画（第4次）」や関連諸計画を踏まえて、都市計画の基本的な方針等を定めておりまして、広域的な観点から土地利用の方針等を示すものであります。

なお、「大阪府の都市計画」や吹田市の「市町村マスタープラン及び都市計画」は、「当該都市計画区域マスタープラン」に即したものでなければならないこととなります。

また、大阪府の都市計画区域マスタープランは、「北部大阪」、「南部大阪」、「東部大阪」、「大阪」の4つで構成されておりまして、本日の議案は吹田市域が含まれる「北部大阪都市計画区域マスタープラン」に関するものでございます。

次に、「都市計画区域マスタープランの改定の背景」についてですが、現状としまして、「当該都市計画区域マスタープラン」の目標年次は平成32年、その中の「区域区分の決定に関する方針」の目標年次は平成27年となっております。

今回の改定に当たりましては、「区域区分の決定に関する方針」について、平成25年に大阪府で策定されました「第7回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」の内容を反映すること、また、目標年次を「都市計画区域マスタープラン」の目標年次と同じ平成32年とする方針を記載することなどから改定を行うものでございます。

続きまして、都市計画区域マスタープランの構成と改定箇所についてですが、「北部大阪都市計画区域マスタープラン」は、第1章から第5章までで構成されておりまして、今回は「第3章土地利用に関する方針」の中の「区域区分（線引き）の決定に関する方針」に関して、変更しようとするものでございます。

続きまして、変更しようとする「区域区分（線引き）の決定に関する方針の主な内容」についてですが、まず「第7回区域区分変更の実施」をすること、次に「目標年次（平成32年）における概ねの人口及び産業の規模、市街化区域の規模を定め

る」こと、3つ目に「市街化区域への編入を保留する区域への設定」をすることによってでございます。

なお、「第7回区域区分変更の実施」に当たりましては、平成25年に大阪府にて策定されました「第7回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」を反映して、「(1)市街化区域への編入」に際しましては、「主要な幹線道路沿道における産業系土地利用や市町村マスタープラン等に地域の生活拠点として位置づけられた鉄道駅等への徒歩圏の区域にある住宅系土地利用へ誘導する場合に限定」されること、逆に「(2)市街化調整区域への編入」に際しましては、「市街化区域のうち、計画的な市街地整備の見込みがない区域は、市街化調整区域への編入を進める」こととされております。

続きまして、「第7回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」の内容について補足をさせていただきます。

お手元の資料のほうは次の83ページをごらんください。こちらが「基本方針」の概要になります。

まず、区域区分についての「基本的な考え方」としまして、「人口減少社会の到来を見込み市街化区域への編入は特に必要なものについて行う」ことや、「市街化区域編入の際は区画整理事業等の都市計画決定を行う」ことや、「新たな住宅系市街地の市街化区域編入は、市町村マスタープラン等で地域の生活拠点である鉄道駅等の徒歩圏の区域に限る」ことなどが挙げられております。

それらの考え方を踏まえまして、下の「市街化区域への編入の検討区域」、「保留フレームの設定」、「市街化調整区域への編入検討区域」がそれぞれ定められております。

繰り返しになりますが、今回の「都市計画区域マスタープラン」の「区域区分の決定に関する方針」の変更は、この内容を反映するものでございます。

以上が見直しの概要になります。

なお、「都市計画区域マスタープラン」本編の具体的な変更箇所としましては、お

手元の議案書の25ページから28ページの「3-1区域区分（線引き）の決定に関する方針」が中心となります。

26ページでは、「第7回区域区分変更の実施」の「基本的な考え方」は、先ほどの「基本方針」を踏まえた内容を反映した記述とされております。

27ページでは、「目標年次」を「平成32年」にすることを受け、各種数値が修正されております。

28ページでは、「市街化区域への編入を保留する区域」の設定を踏まえた記述とされております。

続きまして、大阪府決定の都市計画変更手続の経過と今後の予定でございます。

昨年6月上旬に公述申出期間が設けられまして、6月30日に公聴会が開催されております。

その後、11月10日から24日まで、都市計画案の縦覧が行われまして、本日の吹田市都市計画審議会での諮問となっております。

なお、今後の予定につきましては、大阪府に本日の都市計画審議会での意見を踏まえた市の意見を回答しまして、2月上旬に予定されています大阪府の都市計画審議会に諮られ、その後、国との協議を経まして、3月下旬に都市計画変更の告示が予定されるという流れと伺っております。

以上が、議案第6号のご説明でございます。よろしく申し上げます。

○吉田会長 はい。今、パワーポイントを使いながらご説明をいただいたわけですが、少し私のほうから補足をさせていただきます。

1ページ、先ほど副市長から私が諮問書をいただいたこの案件、「北部大阪都市計画区域」、この「都市計画区域」という6文字は基本的に都市計画法上の用語法で、「北部大阪」という打ち出しがある限りにおいて、これは大阪府のレベルの計画区域、枠組みで、先ほど説明がありましたように、大阪府は大阪市を1つの都市計画区域とした上で、他の市町村を「東部大阪」「南部大阪」そして「北部大阪」というふうに

区域を分けていて、府のレベルで4つあると。

で、吹田市はこの「北部大阪」という府内4つの区域の1つということで、1ページに出ておりますように市町名で都市計画審議会、私どものところに、今、諮問を受けているものは、書かれておりますように、この「北部大阪」に含まれる吹田市としての意見を府に回答する必要があるということで審議会の意見をまとめてくれということでございます。

で、今回、この府のレベルでの決定がなされた変更、これはこれでいいかということをお問われて、よしとするかどうか、それを審議会でご議論いただくということになります。

5ページ、今回のこの変更ですが、「区域区分（線引き）の決定に関する方針」で目標年次を現時点のこの現年度、2015年、平成27年、ここにきたということで、これを5年先延ばしするような形で府が打ち出しをしてきているということがメインということのようですね。

で、7ページ以下、この資料は府が作成しているもので、最終的には68ページまでが府の議案書という理解でよろしいですか。そうですね。で、その69以下を参考に、こちらのほうでその全体枠組みを、今回の変更がわかるような対照表、新旧対照に並べかえてくれていると。プラスアルファ、81ページ、83ページというふうなのが、いわば背景枠組みということで、そういう資料もつけていただいている、参考資料2という形で。ということでお受けとめください。

で、最後のほう、ちゃんと言ってくださいましたが、そうか、目次で確認したほうがいいな。

8ページ、右隅、ゴム印数字で、この府のほうの資料の68ページまでの章立てがざっと出ておりますが、中心は3章であると。3章で、ページ言われましたが25ページ以下のところでかなり線引きに関連して文言修正がなされているということですね。まあ、それ以外、2章とか5章にちらちらと関連した文言修正があるようで

すが、3章を中心に換えられているということで、少し資料確認をさせてください。ゴム印数字で25ページ以下ということですが、今回、府のほうで修正をかけてきているのは線引き枠組みで、しかも年次問題ということで25ページ真ん中、ピンクのマーカ―、皆さん方の資料にもつけられていると思いますが、5回にわたる一斉見直しをやってきたということだけれど、これを6回というふうに数字を直すと。で、40年間にわたりと書いてあったものを45年に、5年先延ばしする形で修正すると。で、26ページ、27ページ、関連して、第7回区分変更の実施を受けてというか、7回変更の実施か。今回、だから7回目、つまり、これまで6回やった形になって、で、今年度末、今回7回目をやる形になるということで、26ページ冒頭「第7回」と、こういう書き方になっていて、その編入についての記述もこの間の動きを踏まえた文言修正を図って府が書きかえてきていると。で、27ページの数字も、平成27年という形を目標年次にしていたものを、平成32年という5年先という目標年次変更をして、それに対応する人口見積もりの数字も変えて、記述も変えてということが27に出てきて、最後、28でとりあえずこの枠組み記述は終わる。

なお、一番下、28ページのこの保留区域ということについて、もし吹田市がかかわっていれば少し細かく議論すべきところでしょうが、28ページ下に出ておりますように保留区域関連では吹田市は今回はかかわりがない形ということで、他の4カ所ではご議論いただく必要があるのですが、島本その他は。吹田市はかかわりがないということで、ここも形式的によかろうということ吹田市としては言ってしかるべき。

あと、ついでながらピンクを拾っていきますと、35ページに飛ぶのかな。35ページのところに、またピンクマーカ―がちょっと出てきますが、「新旧対照表」で一々確認しますが、これも府のほうとして少し文言を変えているということのようですし、さらにゴム印ページで56、住宅地についての市町村マスタープランにかかわる記述を少し修正をしているようです。

60ページにも市町村マスタープランというのを受けた用語修正がなされているということで、最終第5章の締め、68ページまでの、こういう形の、府としての吹田市がかかわる「北部大阪都市計画区域」という文書の修正について、吹田市としての意見を市長が府に回答するに当たって、これを是とするかどうかご質問等を出していただき、あるいはこういう記述はちょっといかがなものか等々、ご議論いただきたくご提案申し上げるということになります。いかがでしょう。

補足報告、何かあれば、事務のほう。私なりに少し補足しましたが、よろしいですか。

はい。こんなことですが、私自身見る限りは、府としてこれまで経年的にもやってきて、改めて5年先を見通した形でやっていこうと修正をかけてこられている。それが吹田市そのものにプラスマイナス、これはいかがなものかというふうにひっかかるところは特になかったのですが、副市長その他、何かひっかかりを感じていて、皆さんの意見を聞きたいと実は思っている、市長から振り出して、少し意見を言うに当たって、審議会もそうだそうだと言うぞと言ってくれるかどうかみたいな何かご意向がもしあれば、それにのるかどかとはともかく。特によろしいですか。

○池田副市長 はい。今回は会長に補足していただきましたように、また事務局が説明いたしましたように、区域区分、線引きですね。市街化区域、市街化調整区域の見直しについて、府のほうが変更するという内容でございますので、全城市街化区域の吹田市にとりましては特に支障がないものと考えております。

今、会長がご質問いただいた内容にあえてのるとすれば、吹田市は引き続き全城市街化区域でいいですよという、確認かなと思います。以上です。

○吉田会長 はい。僕自身もなかなか把握しきれてなかったところもあるのですが、市街化区域全域そうだと、これは削ってしかるべきだというようなご意見は、やっぱりあり得るところですかね。

○池田副市長 制度としては、市街化区域を市街化調整区域に変えるという、事務レ

ベルでは逆線引きという制度もありますので、理屈の上ではあり得ると思います。

○吉田会長 はい。御承知のとおり冒頭申し上げればよかった、僕も確認を実はしていたところですけど、北部大阪に所属する市町村、村は実はここにはない。大阪府は1個だけ村があるのですよね、あそこ、千早赤阪村。この北部大阪は10市町、11ページにリストされていますが、吹田市もその1つだということで、この北部大阪都市計画区域の文書の府のほうで修正したものについて、この際だから、こういう記述どうなのか、少し自分自身認識を深めたいというようなことございませんか。

改めてゴム印10ページに出ている枠組みを前提に、81ページ、先ほどパワーポイントでも映していただいた、この枠組みで、制度枠組みを理解し直そうと思えば、檀野さん等の説明にありましたように81ページのほうを使って言えば、黄色い形で打ち出された府としての国土利用計画があつて、これを受けて赤い都市マス、府としての「都市計画区域マスタープラン」が平成23年3月があつて、27年を目指す枠組みがあつて、これを今回、32年にし直して、都市計画マスタープラン文書を書き直していると、それでよいと、吹田市の都市計画審議会としてゴーサインを出すかどうか。いずれも都市計画法の制度枠組みにのった手続だということですね。

83ページのほうも二度、三度出していただいたのだけど、ここらで僕らが認識し直しておくべき事柄ってやっぱりありますか。基本方針ということで83ページのこれ、基本的な考え方と方針内容、目次だけパワーポイントに映されていたかと思うのですが、ここら辺、認識を都市計画審議会委員は持っていたほうが良いというようなところが特にあればご指摘ください。

特にいいですか。ない。

ということで終わっちゃうのだけど、いいのですか。

○A委員 少しいいですか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○B委員 少し基本的なことだけ。

- 吉田会長 では、こちらから、よろしいですか。
- B委員 どうぞ、はい。
- 吉田会長 A委員、どうぞ。
- A委員 ある意味、こっちは時点修正みたいな文も含めた形に。
- 吉田会長 何修正。
- A委員 時点。まあ言うたら。
- 吉田会長 時点。
- A委員 言うたら6回、回数を終えたり、そういう時点修正ですね。
- 吉田会長 はい、はい。
- A委員 ときの点ですね。そういうことを言えば、例えばゴム印のページ数で言うたら11ページとか、一番下とかやったら、例えば、「エキスポランドが閉園し、かつてのにぎわいが失われています。」ということに「現況」としてうたわれているんですけど。
- 吉田会長 11ページ、一番下の行。
- A委員 少し現況としては、これ違うので。
- 吉田会長 本当だ、本当ですね。
- A委員 やっぱこういうのは、少し直しておくべき。
- 吉田会長 本当ですね。
- A委員 あと47ページでも、これはゴム印ではないほうのページかな。ゴム印ではないほうのページ47、ゴム印の55ページとかでも。
- 吉田会長 55と。
- A委員 これ、千里ニュータウンにおいては、まちびらきから間もなく50年を迎えとあるのだけど、もう50年を迎えた後やから。
- 吉田会長 え、63ページ。
- A委員 ゴム印の55ページ。

○吉田会長 ゴム印の55。

○A委員 ここも(2)住宅地のところに、千里ニュータウンにおいてはまちびらきから間もなく50年というのがあるのですが、もう50年を超えてるのでね。少しそういう現況の、現況というか現状の部分だけでもちゃんと直しておく必要があるんじゃないのかなと。

あと加えて言えばですけど、まち・ひと・しごと創生総合戦略だったり、国土強靱化計画であったり、交通政策基本計画であったりというような国の計画に基づいているようなものが全くないから、少し雑な改定というか、かなと。

○吉田会長 今のご指摘、私は当たっていると思います。

どなたか主張をしかるべくメモしていただいているかなと思うのですが、冒頭の第1章というか9ページから文章が始まりますが、この大枠の9ページはともかく、2に入って概要説明の記述が5年前のままではないかということで、ご指摘の11ページ一番下、にぎわいが失われていると、その後、エキスポシティのことも踏まえた文章にしないことにはということはあるんじゃないですか。

○C委員 いいですか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○C委員 それは、今、確かに聞いたらあれなのですが、そこは確かに文言のところなのですが、今回、諮問されているのがその文言修正ではなくて、線引きのところの話なので。

○吉田会長 言えるな、そうやな。

○C委員 確かにこれも、今、A委員がおっしゃったとおりに思うのですよ。

とおりののですが、今回の諮問内容とは関係ないと。

○吉田会長 とはかけ離れているけど、やっぱり言ってしかるべき。

○C委員 そうですね。だからそれは立ち位置は少し別で、今回の審議内容ではないけれどもという形でやらないと、と思うんですね。

○吉田会長 そうですね。

○武田室長 はい。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○武田室長 都市整備室長の武田でございます。今、委員からお話ありました。我々も実はほかにも言葉が変わったりとか、今おっしゃった意味で、今の時点での最新版にならないかというのは、今委員がおっしゃった、私も見落としていたところもありますけど、ほかのところで気がついて、そういったところは実は吹田市含め各市も事務局レベルではありました。

ただ、初めに説明させていただいたように、平成32年という本来の区域マス全体の目標年次と、その途中平成27年で、まずは区域区分の変更をしなければいけないという大阪府の現時点での義務を、その部分をまずは今回優先して進めたいとのこと。

例えば国立循環器病研究センターの名称であるとか、そういった文言の変更につきましては近く大阪府は見直していきたいというふうに、我々は事務レベルで聞いております。

○吉田会長 なるほど。

○武田室長 今回、いただいたご意見も含めまして、またそういったところは大阪府にもお伝えしてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○吉田会長 はい。ということで、よろしいですか。

○A委員 はい。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○A委員 ただまあ、これ大阪府決定やけど前々回か何か審議会のときも言っているけれど、何で大阪府の担当者がきょうも来ていないのかということ。

○吉田会長 はあ、はあ。言えるね。

○A委員 言ったよね、これ、前ね。かわりに池田副市長が座ってくれているのというような状態で。まあ少し、ただ、やっぱり本当に内容が雑なので、これがうちの吹

田市の都市マスやったら、ぼこぼこに言われているよ、私に、とっておいてください。

○吉田会長 ということですよ、確かに。ピンクの修正部分についての何かご意見がございましたら、幾つか。

○A委員 はい。

○吉田会長 はい。

○A委員 要はピンクの修正部分のほとんどが時点修正やから。

○吉田会長 そうですね。

○A委員 ならばということで申し上げてるのです。

○吉田会長 そうですね、当たっていますね。でもまあ、そうです。ということで附帯的な意見ということになるでしょうが、全然気づいてないというわけではない、我々としてはチェックをかけたところ、少しずさんという言葉は使いにくいですが、いかななものかという意見が出て、それは当たっていると思うのでということは、府のほうへ市長を通じてお伝えいただければとは思いますが。はい、ほかに挙手いただきました、はい。

○B委員 はい。ご説明いただいた、この一番最後の資料の。

○吉田会長 B4資料の何ページです。

○B委員 83ページ。

○吉田会長 一番最後、はい。

○B委員 で、基本的な見直しの考え方というのはここを読めばわかるのですが、吹田市としては全城市街化区域なので直接的には関係ないのかもしれないのですが、国や大阪府のほうで、国が関係しているのかどうか知りませんが、こういうふうな考え方を変えるということについての大きな流れというか経過なり、その理由なりというのを少し説明いただけたらと思います。

○吉田会長 この考え方部分は、今回は修正をかけてはいないという理解でいいかな

とも思うのですが、少なくともこういう基本的考え方を打ち出している根拠みたいなもののお尋ねとも言える。はい、どうぞ。

○武田室長 都市整備室長の武田でございます。この基本方針、平成25年の時点で大阪府が作成されております。最後のページの、今おっしゃいました83ページの資料については、平成25年の時点で大阪府さんが第7回の基本方針という形で見直しに当たっての基本方針をつくられているのですけれども、この市街化区域と市街化調整区域の考え方というのは基本的には今までと、この時点では変わっておりません。ただ、コンパクトシティであるとか、人口が減っていくということは顕著になってきて数字にもあらわれてきたということで、大阪府の解釈としましては、この方針とあわせて駅を中心としたところを今後見直しの区域とするというのが、以前とこの方針との主だったところの違いと思います。

考え方としては、調整区域と市街化区域の考え方というのは大きくは変わってないのですけれども、駅を中心に見ていくというのがポイントというふうに考えております。

○B委員 はい。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○B委員 徒歩圏内のことが書いてありますので、そこを中心に市街化区域には考えていこうということで、余り市街化区域を広げないで宅地開発とかどんでんできないようにと、そういうことだろうと私もこれを見ては思ったのですけれども。それ以上の話がなければ、もう結構です。はい、結構です。

○吉田会長 はい。ほかにご意見。もし、ないようでしたら市そのものではなくて、府から吹田市がかかわる北部大阪のこの都市計画区域の時点修正、5年先という形にすると。それにかかわって文言を上位計画等々にも即してということでしょうか、一部、修正させてもらっている、これでよろしいかという質問について、ご異議はございませんということでしょうか。よろしいでしょうか。

(一同うなずく)

○吉田会長 そうしましたら、さくさくと行っているのですが、当審議会としては異論なしということで、承認ということでご決定いただいたとしてください。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

続きまして、まだ報告が幾つかあるというふうに伺いましたが、よろしくお願います。

○伏見参事 それでは最後に簡単ではございますが時間をちょうだいいたしまして、来年度以降のまちづくりの主な取り組みを報告させていただきます。

都市整備室の伏見でございます、よろしくお願いたします。

○吉田会長 参考資料って、これですね。

○伏見参事 はい。お手元の資料、A4ホッチキスどめ、「来年度以降のまちづくりの主な取り組み」、こちらを使用させていただきます。

失礼ですが座って説明させていただきます。

前方スクリーンをごらんください。

なお、本日お配りしております参考資料につきましては、スクリーンにお示しするものと同じ内容でございます。

それでは、まず本市全域の位置図でございます。主な取り組み箇所といたしまして、4地区を挙げさせていただきます。

①といたしまして千里ニュータウン（北千里駅周辺）、②といたしまして千里山駅周辺地区、③といたしまして北大阪健康医療都市地区、最後に④といたしまして南吹田地域（新駅周辺）でございます。

まず初めに千里ニュータウン、北千里駅周辺といたしまして、北千里駅周辺活性化ビジョンについてご説明させていただきます。

千里北地区センターは、施設の老朽化や新たな大規模商業施設等の立地により、厳しい商業環境の変化にさらされております。本地区センターが、にぎわいのある地域拠点になるよう「北千里駅周辺活性化ビジョン」を平成28年3月末に策定する予

定です。

本活性化ビジョンは、破線で囲まれています阪急北千里駅前の千里北地区センターの約3.4ヘクタールを対象としております。

活性化ビジョンの目的ですが、千里北地区センターが成熟社会にふさわしい地域拠点となるよう、その役割・機能を見直し、再整備の基本的な方向性を取りまとめております。

今後、活性化ビジョンを、まちづくりの道しるべとして、民間事業者への誘導などに活用いたします。

次にビジョンの構成ですが、活性化の理念に基づき、基本項目及び15の取り組み項目を構成しております。

活性化の理念では、住民の生活、次世代の生活、広域の視点、さまざまな交流を大切にする理念を示しております。

次に、基本項目ですが、まず活性化の目標として「人がひとを結び、豊かな生活を育む、北千里」として掲げております。

そして、本地区センターの目指すべき姿を示した上で、にぎわい、環境先進性、安心安全の視点を横軸に、地区センターのあり方を示しております。

そして、下段には地区センターを育てていく団体として、地権者、テナント、市民等が主体となる、エリアマネジメントのあり方を示しています。

最後に基本項目をより具体化するため、商業施設や公共施設など取り組み項目を15項目まとめています。

再整備に向けた今後の進め方ですが、初期段階の取り組みでは、平成28年度に地権者等の関係者で構成する勉強会の実施や公共施設等の施設水準の検討及び協議、一般財団法人大阪府タウン管理財団の所有地処分における売却条件の協議・調整。

平成29年度以降の早い段階では、同管理財団の所有地処分、地権者及び事業者の決定を想定しております。

再整備段階の取り組みでは、事業者決定以降に再整備組織の立ち上げ、再整備計画の策定、再整備事業の実施、また、並行してエリアマネジメント団体の立ち上げと事業計画等の策定を想定しており、本市は、こうした民間事業者の取り組みを支援してまいります。

続きまして、②千里山駅周辺地区でございます。

千里山駅周辺整備事業では、駅周辺における踏切の安全性、駅前都市機能の不足、都市計画道路の未整備、千里山団地の老朽化、これら4つの課題解消を目的として、事業を進めているところでございます。

都市計画では、平成19年度に都市計画道路千里山佐井寺線の駅前交通広場の都市計画決定を行い、平成22年度に駅前東地区約0.5ヘクタールにおいて、駅前都市機能としてふさわしい建築物の立地誘等を目的として、「千里山駅東地区地区計画」を決定し、あわせて用途地域の変更等を行いました。

現在の工事進捗状況ですが、既に都市計画道路千里山佐井寺線（星が丘工区）につきましては完成しております。また、阪急千里線をまたぐ千里山跨線橋線につきましても、昨年1月に開通しております。

残る駅前交通広場につきましては、現況の写真のとおり、交通動線を確保しながら工事を進めており、今年夏ごろの完成を目指しているところです。

こちらが駅西側から見た駅前交通広場の完成イメージでございます。

続きまして、11月の第2回審議会で地区計画の変更案を諮問させていただきました北大阪健康医療都市地区でございます。

御存じのとおり吹田操車場の跡地でございますが、本地区の名称を「北大阪健康医療都市（健都）」とし、この地を健康医療都市、「健康・医療」をコンセプトにする「これまでにない新しいかたちのまちづくり」を進めています。

北大阪健康医療都市（健都）においては、操車場跡地から新たな都市拠点への土地利用転換を図るため、まちの骨格となる道路や公園、ライフラインなど都市基盤の整

備をUR都市機構による土地区画整理事業により進めてきました。

当該事業については、本年度末に事業の最終局面となる換地処分を予定しております。

平成25年6月に、国立循環器病研究センターがこの地において移転建てかえを決定し、本市においては、同センターを中心とする国際級の医療クラスターの形成を目指し、市立吹田市民病院の移転建てかえや医療関連企業・研究機構の誘致・集積を進めています。また、このセンターの移転を契機として、「健康・医療のまちづくり」基本方針を策定し、予防医療や健康づくりの推進による健康寿命延伸と高齢者の生きがいがづくり等、「新しいかたちのまちづくり」を推進しています。

現在、土地区画整理事業等による都市基盤の整備のほか、各街区において健康医療のまちづくりに寄与する各施設等の計画が進められており、おおむね平成30年度には、国循や市民病院、駅前複合商業施設など、それぞれの施設が完成する予定となっております。

正雀下水処理場跡地、約4ヘクタールでは、この地を「イノベーションパーク」として、医療・健康関連の企業や研究機関等の進出用地とし、国循を中心とする医療クラスターの形成を目指しています。

平成28年度から事業者募集を始め、平成30年度には研究開発等を行う企業等の集積が図られる予定でございます。

最後になりますが、南吹田地域でございます。南吹田地域は、おおむね国道479号線（内環状線）の南側、阪急千里線の西側と神崎川、糸田川に囲まれた区域ですが、その内、ピンクで着色した区域が昭和51年に南吹田土地区画整理事業が完了し、約40年が経過しているところでございます。

図の中央が、おおさか東線及び新駅予定箇所で、開業が平成30年度末、3年後に予定されております。

また時期を同じくして、都市計画道路南吹田駅前線と駅前交通広場も開通予定でござ

ございます。十三高槻線（寿町工区）につきましては、昨年度に開通しております。

これが南吹田地域の現在の状況でございます。ちょうど真ん中あたりが新駅予定地となっております。

新駅南側、下側は比較的住宅等が建ち並んでおりますが、新駅北側、上側になりますが、駐車場や空き地、企業用地が多く点在しています。

こちらは、おおさか東線の建設状況です。高架橋も立ち上がり、神崎川にかかる鉄橋も大阪市まで到達し、平成30年度末の開業が確実なものとなっている様子が伺えます。

こちらは現在の用途地域で、都市計画道路十三高槻線沿道に第2種住居地域、それ以外は第1種住居地域となっております。ともに建蔽率60%、容積率200%となっております。

新駅開業に向けて、駅を中心としたまちづくりを進めていく必要があると考えておりますので、今年度は駅を中心とした地権者へのアンケートや事業者等へのヒアリングによる市場調査を実施いたしておりまして、都市計画の変更や土地利用の誘導策を含め、駅前にふさわしいまちなみへの誘導を、現在、検討しているところでございます。

以上、駆け足でございましたが、まちづくりに関する主な取り組みといたしまして、4地区を挙げさせていただきました。ありがとうございます。

○吉田会長 はい。次年度以降のまちづくりの取り組みということで、4つご報告いただいたのですが、私の立場で少し質問させていただこうかな。

これらはいずれも、どこの取り組み。吹田市の取り組みとはいえ、当然、関連するところというのがあると思うのですが、まず例えば①ですが、千里ニュータウンのつて、北千里駅周辺のビジョン策定、今年の3月末と打ち出されて、これは吹田市がこのビジョンを策定する予定だという説明ですか、市ですか、どうぞ。

○古川室長 ビジョンにつきましては本市が策定する形となっております。

○吉田会長 市議会の了承をとるようなものですか。議会の了承をとるようなものなのか、市長のもと。

○古川室長 ではありません。策定過程におきまして、地権者等も参画していただきながらこのビジョンを取りまとめて、吹田市として北千里駅周辺活性化ビジョンを策定していく方向です。

議会案のほうにつきましては、議会案件ではございませんので吹田市として意思決定をして示していきたいと考えてございます。

○吉田会長 市としてというのは、だから、どこが議決するのですか。市長の判断。

○古川室長 そうです。

○吉田会長 それは、どういう根拠に基づいての動きなのですか。教えていただけます、勉強のために。

○古川室長 まあビジョンですのでね、その議会案。

○吉田会長 地方自治法上の市長の権限枠組みに基づくのですか。

○古川室長 はい。市長だけの権限じゃないのですけども、市民参加で策定してございますので、市民のご意見、地権者のご意見、それ等を取りまとめながら吹田市として方向で位置づけておると。ただ、今言われたところについても、どの権限がと言われたら議会の案件ではございませんので、パブリックコメントを聞きながら市長の権限において、その方向性を示していきたいと考えています。

○池田副市長 すみません。

○吉田会長 はい。

○池田副市長 少しだけ補足させていただきます。今説明しましたように、このビジョンそのものが法定計画ではございませんので、議会のご議決を賜るというものではございません。

このお手元へお配りしている資料の北千里駅周辺地区のページを開いていただいて、その右側の下の部分ですね。再整備に向けた今後の進め方というところを書いて。

○吉田会長 はい。

○池田副市長 若干、書かせていただいていますけれども、この北千里の地区センター、これからいろんな形で再整備をしていこうという、進めていくに当たりまして、こういう考え方が必要なのではないかという行政側の考え方を示すものでございまして、ただその過程におきまして、当然、今説明ありましたようにパブリックコメントということで市民のご意見も賜りますし、議会でもいろいろとご議論を賜りまして、そういったものを踏まえて、今年度末、吹田市の策定としたいというふうにご考えておるものでございます。

○吉田会長 3月末に市長の名で、この北千里駅周辺活性化ビジョンなるものが策定され、明らかにされる予定である、そういうお話なのですね。

○池田副市長 はい。

○吉田会長 これ、僕自身、今、ちょっと頭に文言が出てこないですけど、だからこの都市計画審議会関連の条例枠組みで、こういうことに都市計画審議会がかかわるといのは本来的ではないのか。

○池田副市長 そうですね。このビジョン策定そのものにつきまして、都市計画審議会にお諮りするということではございませんが、今後、この再整備を進めていく上に当たりまして、いろんな都市計画の手法が必要になってくることが予想されます。

例えば、再開発の都市計画ということがあるかもしれませんが、そうではなくて地区計画を打つということがあるかもしれません。都市計画上のいろいろな手法を実施するに当たりましては、その時点において都市計画審議会にお諮りすることがあり得るということで、これからのまちづくりの1事例として現在の状況、こういった内容のビジョンを、今、策定作業をしているところですよという状況につきまして、本日、ご報告をさせていただいたところでございます。

○吉田会長 あとの3地域についても、基本的には同じ枠組みだと理解してよろしいですね。

○伏見参事 はい。

○吉田会長 どうぞ。

○伏見参事 ②の千里山地区につきましては、吹田市とUR都市機構との協働の取り組みでございまして、URの建て替えと千里山駅周辺の公共施設等の整備を総合的・立体的に行っておるものでございます。

○吉田会長 はい。JR吹田のところもJR等々にかかわりますね。さらに国循その他、いろいろにかかわるといのはわかりますわ。

はい、先生方、いかがですか。審議会の委員の皆様方。今、報告という形で出されましたが、次年度以降、4地点についての吹田市の動き、取り組み紹介がなされましたが、この際ですのでご質問等出していただければ。

よろしいですか。報告だから議論しても仕方がないところがあるのですが、報告を受けた限りでちゃんと理解したいということであろうかと思うので、よろしいですか。

あと、最後の4番目の南吹田の、これ、動き出して40年ということなんでしょうが、これは例の淡路駅とのつながりということが、僕らには一番関心が高い、新幹線というか新大阪にもつながっていく駅が南吹田にできるということのようで、一部、関心が高いと思うのですが、その限りでは、この南吹田周辺、新駅ということであれば、JR淡路関連計画とかいうような、その路線のずっと東のほうのつながりというようなのも知りたいところではあるのですが、まあ、それは吹田市とは切り離された話だということかもしれません、ないものねだりかもしれません。

ほかに先生方いかがですか、これ聞きたいというのは、4つの地域かまちづくり関連で。よろしいですか。

ということであれば、報告もこれで終わりますということです。

予定よりも早く、1時間で全部終わっちゃったということです。

御承知のとおり、今年度の会合予定はこれが最後ということになるのですか。ということです。事前にそういうふうにといいことで、何か挨拶しろということでもな

いのですがと水向けられてはいるのですが、特にはありません。

皆さん方、ご協力ありがとうございましたということを私としては申し上げます。

ということで閉じさせていただいても、よろしいのでしょうか。

○野上部長 最後に、すみません。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○野上部長 閉会に当たりまして、ご挨拶させていただきます。

本日はお忙しい中、貴重なお時間をいただきまして、審議をいただいたということで本当にありがとうございました。

今、会長のほうからもご案内がございましたが、本年度の都市計画審議会につきましては、本日の会議をもちまして最終になるかというふうに考えてございます。

吉田会長をはじめまして委員の皆様におかれましては、平成26年度、27年度の2カ年にわたる任期の中で、「都市計画マスタープラン」の改定をはじめ、地区計画の決定等、多くの議案につきまして貴重なご意見をいただくとともに、大局的な立場からご審議をいただき、ご答申をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

今後も本市のまちづくりに皆様からいただきました貴重なご意見、ご助言は生かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援、ご指導賜りますようよろしくお願いをいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○吉田会長 ありがとうございました。私からも皆様方にお礼を申し上げます。

— 了 —